

## ✦ 歳入

### ■ 町 税（ちょうぜい）

地方税法、条例により町民の皆さんや町内に事業所を持つ企業に納めていただくものです。税収入のうち用途が特定されていない普通税と、特定されている目的税があります。

#### 久万高原町の普通税

町民税（個人・法人）・固定資産税

軽自動車税・町たばこ税

#### 久万高原町の目的税

入湯税

### ■ 地方譲与税（ちほうじょうよぜい）

法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に対して譲与するものです。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

### ■ 利子割交付金（りしわりこうふきん）

金融機関等からの利子の支払を受ける際に課税された税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、町に対して交付するものです。

### ■ 配当割交付金（はいとうわりこうふきん）

県民税として、平成16年1月1日以降に支払われる特定配当等について課税され、一定相当額が町に対して交付されるものです。

### ■ 株式等譲渡所得割交付金（かぶしきとうじょうとしょとくわりこうふきん）

県民税として、平成16年1月1日以降に発生する譲渡益等について課税され、一定相当額が町に対して交付されるものです。

### ■ 地方消費税交付金（ちほうしょうひぜいこうふきん）

地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業者数で按分し、町に対して交付するものです。

### ■ 自動車取得税交付金（じどうしゃしゅとくぜいこうふきん）

自動車取得税の一部を財源として、県が市町村道の延長や面積で按分し、町に対して交付するものです。

### ■ 地方特例交付金（ちほうとくれいこうふきん）

特定の地方歳出に係る地方負担や地方税の特例的な減税措置による地方財政の減収分を補填するための特別措置として国が町に対して交付するものです。

### ■ 地方交付税（ちほうこうふぜい）

この制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方公共団体間で偏在する地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源の確保を保障することにより、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するもので、国税のうち、

所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の収入見込額の一定割合を合算した額に前年度以前の年度分の精算額を加減した額を総額とし、その94%が普通交付税、6%が特別交付税として各地方公共団体に交付されるものです。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合に、その超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映することのできなかつた具体的な事情を考慮して交付されるものです。

#### ■ 交通安全対策特別交付金（こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん）

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設（道路照明灯、ガードレール、カーブミラー等）の設置及び管理に要する経費に充てるために、国が町に対して交付するものです。

#### ■ 分担金及び負担金（ぶんたんきん・ふたんきん）

地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものから、その受益を限度として徴収するものです。

#### ■ 使用料及び手数料（しやうりょう・てすうりょう）

使用料は公共施設などの利用の対価として徴収するもので、町営住宅の家賃などがあります。

手数料は町が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料等があります。

#### ■ 国庫支出金（こっこししゅつきん）

国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるものです。

- ・法によって国に負担する義務のある国庫負担金
- ・奨励的、財政支援的な国庫補助金
- ・本来国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金に分類されます。

#### ■ 県支出金（けんししゅつきん）

県が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるものです。国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。

県自らの施策として単独で交付するものと、県が国庫支出金を経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。

#### ■ 財産収入（ざいさんしゅうにゅう）

財産運用収入は町が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金から生ずる運用収入である利子及び配当金があります。

財産売却収入は町が所有する土地や建物、物品の売払いに伴う収入です。

■ 寄附金（きふきん）

町民等から受ける金銭による寄附です。

用途が特定されない一般寄附金と、用途が指定される指定寄附金があります。

■ 繰入金（くりいれきん）

一般会計、特別会計及び基金または財産区会計の間で、相互に資金運用をするものです。他の会計から資金が移される場合を「繰入」、移す場合を「繰出」といいます。

■ 繰越金（くりこしきん）

前年度の決算上の剰余金（歳入決算額から歳出決算額を差し引き、そこから翌年度へ繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したもの＝実質収支）です。

■ 諸収入（しょしゅうにゅう）

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。

延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入及び雑入などがあります。

■ 町債（地方債・起債）（ちょうさい・ちほうさい・きさい）

町が事業を行うにあたり、財源が不足する場合、特に一時に多額の資金を必要とするときに、外部（政府・地方公共団体金融機構・民間金融機関など）から資金調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの（将来にわたって少しずつ返済していくもの）をいいます。いわゆる町の借金です。町債は、ある程度活用すべきですが、後年度の財政負担となります。